

安曇野市告示第 174 号

安曇野市地区公民館建設補助金交付要綱（平成19年安曇野市告示第77号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 5 月 20 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 3 条 第 2 項 を 削 る。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年5月20日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

安曇野市地区公民館建設補助金交付要綱の一部を改正する告示
安曇野市地区公民館建設補助金交付要綱（平成19年告示第77号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助対象経費) 第3条 (略)	(補助対象経費) 第3条 (略) 2 <u>国、県等からの補助金がある場合は、前項の事業費から国、県等からの補助金を控除した額を補助金の交付対象となる事業費とする。</u>